

## 品質等管理計画とは

三重県リサイクル製品利用推進条例第11条第1項により、認定リサイクル製品の品質及び安全性を維持するために必要な検査内容・方法などを、生産者自身が品質等管理計画として策定し、これに基づき管理を行います。

認定生産者より年1回提出されるリサイクル認定基準適合状況報告書には、この計画に基づいて行った各種試験結果等が添付され、計画通りの管理が行われているかどうかを確認しています。

### 品質等管理計画書の記載例（あくまでイメージであり、実際の記載内容は各製品の内容によって異なります。）

製品名  
認定番号 建 -

生産者名 株式会社

#### 1 認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、検査方法及び検査頻度

管理項目	基準値	検査方法	検査頻度	検査機関	備考
形状及び寸法	面の形状、幅、高さ、控長	JISA	1回/製造日又は1年のいずれかの短い期間毎	自社及び外部	
曲げ試験	荷重KN / 本	JISA	1回 / 1年		
カドミウム	0.01mg/L以下	平成3年環境庁告示第46号による土壌溶出試験	1回 / 1年	外部(計量証明事業所等)	
鉛	0.01mg/L以下				
六価クロム	0.05mg/L以下				
砒素	0.01mg/L以下				
総水銀	0.0005mg/L以下				
セレン	0.01mg/L以下				
ふっ素	0.8mg/L以下				
ぼう素	1mg/L以下				
.....	mg/L以下				
.....	mg/L以下				
.....	mg/L以下	1回 / 5年			

目標値となるものは備考欄に”目標値”と記載して明確にすること。

#### 2 認定リサイクル製品の製造工程を管理するための項目及び目標値又は基準値

管理項目	基準値	検査方法	検査頻度	検査機関	備考
スランプ	10cm ± 2.5cm	JISA	1回/製造日又は1年のいずれかの短い期間毎	自社及び外部	
アルカリ総量	3.0kg / m <sup>3</sup> 以下	JISA			
圧縮強度	30 / mm <sup>2</sup> 以上	JISA			

3 再生資源等の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、受入れにあたっての検査方法及び検査頻度

管理項目	基準値	検査方法	検査頻度	備考
カドミウム	0.01mg/L以下	納入先である” ” から提出された分析書を 確認する。	1回 / 1ヶ月	認定製品の品質及び安全 性を確保するために必要な 受入条件を設定します。
鉛	0.01mg/L以下			
六価クロム	0.05mg/L以下			
砒素	0.01mg/L以下			
総水銀	0.0005mg/L以下			
セレン	0.01mg/L以下			
ぶつ素	0.8mg/L以下			
ほう素	1.0mg/L以下			

4 その他認定リサイクル製品の品質及び安全性を維持するために知事が必要と認める事項

認定リサイクル製品の安全性の検査に供した試料又は当該試料と同等の条件で製造された製品(当該製品の寸法が大きいときは、その一部の保管方法

採取日時を明記して、県が再検査(土壤環境基準に係る試験)を行うに可能な量、変質を防止する措置を講じて(検査室)に5年間保管します。

基準値オーバーのリスクを軽減するため、製造されたサンプルの保管方法

3ヶ月に1回ごとに採取日時を明記して、検査(土壤環境基準に係る試験)を行うに可能な量、変質を防止する措置を講じて(検査室)に保管します。保管期間は先の溶出試験の結果が基準値を満足することを確認するまでとします。

製品の主な販売経路、その他製品の管理及び販売に関する事項。

販売経路について、生産・販売されている製品は現状を、生産されていない製品については想定される経路を品質等管理計画書に図示する。

生産者

施工業者

品質及び安全性に関する試験で管理基準値を超過した場合の取り扱い

品質及び安全性に関する試験を実施し、管理基準値を超えた値が測定された場合は、出荷を停止するとともに速やかに三重県に報告し、対応策を検討します。また、保管されたサンプルを分析する等して原因を究明するとともに、販売先と協議するなどして適切な措置を講じます。